

「小児外科」投稿規定

- 本誌は、小児外科学の知識の向上に寄与する論文で、他誌に発表されていないものを掲載します。
- 原稿の採否は編集委員会による査読を経て決定いたします。また、編集方針に従って原稿の加筆、削除などをお願いすることがあります。
- 論文には必ず English title、著者名ローマ字表記（4名まで）、所属英語表記をつけてください。
- 著者校正は原則として一度行います。共著の場合は校正者を指定してください。
- 本誌に掲載する著作物の複製権、上映権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権などは株式会社 東京医学社が保有します。

●原稿枚数について

総説……8,000字以内、図表8点以内（6頁）

研究……10,000字以内、図表8点以内（7頁）

症例……6,000字以内、図表5点以内（5頁）

速報、短報……3,200字以内、図表5点以内（3頁）

論文の長さは上記のとおりとします。

なお、超過分には実費をいただきます。

●文献について

引用した文献は、本文中においては順次に番号を該当の右肩に付け（富田³⁾、Swenson⁵⁾）、人名がないときは文末に記入してください。

- 1) 文献は主要なもののみ20点以内に限ります。
- 2) 著者は3名までを記載し、それ以上の場合は「……, 他」, “……, et al”としてください。
- 3) 誌名を略記する場合、本邦のものは日本医学図書館協会編：日本医学雑誌略名表により、外国のものは Index Medicus 所載のものに従ってください。
- 4) 頁数は終頁まで記載してください。

〔例〕

（雑誌の場合）

平井慶徳、駿河敬次郎、今井武治、他：先天性食道閉鎖症における有茎結腸移植による食道再建術。小児外科 14：1215-1224, 1982

Filler RM, Eraklis AJ, Das JB, et al：Total intravenous nutrition. Am J Surg 121：454-458, 1971

（書籍の場合）

角田昭夫：直腸肛門奇形。新小児外科学, 2版, 医歯薬出版, 東京, pp210-232, 1982

Gallagher JR：Medical Care of the Adolescen, 2nd ed, Appleton, New York, pp208-215, 1966

●執筆について

- 1) 楷書、新かなづかいで句読点を正確につけてください。
- 2) 外国語、外国人名、地名、薬品名は原語のまま用い、タイプまたは活字体をお願いします。一般に日本語化しているものはカタカナにしてください。
- 3) 度量衡の単位は、mm, cm, mL, dL, L, μ g, mg, g, kg, N/10などと記してください。
- 4) 論文中たびたび繰り返される語は略語を用いて結構ですが、初出の際は正式の語を用いて「以下……と略す」と断ってください。
- 5) 原稿には表紙をつけ、表題、著者名、所属、連絡先、メールアドレスをお書きください。
- 6) パソコン、ワードプロセッサによる原稿は、フォントサイズを10.5pt以上にし、30字×30行を片面でプリントアウトしてください。また、行番号、頁番号をつけ、作成したデータをCD、USBなどのメディアに保存のうえ同封してください。

●図、表、写真について

- 1) 図、表、写真は必ず1枚ずつ順番を付して別紙に貼りつけてください。また、本文中に挿入箇所を明記してください。
- 2) 図は墨または黒インクで清書したもの、あるいはキャビネ大の紙焼き写真でそのまま製版できる鮮明なものを添付してください。もし、手直しが必要な場合は実費を申し受けます。
- 3) 写真については手札以上の鮮明なものをお願いします。また、写真も図として番号を付けてください。
- 4) パソコンで作成した図・表・写真についてもデータを添付してください。
- 5) 原色印刷をご希望の場合は実費をいただきます。

●利益相反の開示について

- 1) 利益相反がない場合は、本文の最後に「本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。」と明記してください。
- 2) 過去3年以内に、論文内容に関する企業や営利を目的とする団体から執筆者（共著者を含む）が報酬などを受けている場合は、その旨を本文の最後に明記してください。

〔例1〕筆頭著者は、本論文執筆に関連し◎◎株式会社から研究費を受けている。

〔例2〕第2著者は◎◎株式会社において特別顧問の役職についている。

●別刷について

- 1) 掲載論文には別刷 30 部および掲載誌 1 部を無料進呈いたします。
- 2) それ以上の別刷をご入用の場合は 50 部単位で実費にて製作いたします。

●原稿送付先

図・写真・表を含む論文を 2 部および電子データを、簡易書留便または宅配便で下記までお送りください。

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-40-5

(株) 東京医学社「小児外科」編集部

TEL (03) 3237-9112 (直通)

「小児外科」倫理規定 (2019 年 8 月 1 日)

本雑誌は、小児外科学に関連する医療、研究について、倫理的側面に配慮しつつ、その水準の向上および研究者、医療従事者の育成をはかることにより、我が国の小児外科学・医療の発展に寄与することを目的としています。

本雑誌に掲載される論文は当該領域の医学・医療に大きく影響する可能性を有するだけではなく、社会に影響する可能性を有することから、科学的妥当性に加えて高い倫理性も要求されます。

ヒトを対象とする医学研究において、被験者の人権・生命を守り、安全に実施することに格別な配慮が求められることは、「ヘルシンキ宣言」や「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」等において述べられているとおりです。したがって本雑誌に掲載されるヒトを対象とする臨床研究および疫学研究は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を順守することが求められ、その実施においては、研究計画において被験者（患者）の権利が適切に守られているかが倫理審査機関により審査、承認されている必要があります。とくに被験者（患者）のプライバシーに関しては「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」に従った記載が求められます。

動物実験においても、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示第 88 号）」、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議 平成 18 年 6 月 1 日）」等の精神を順守し、研究者の所属施設の動物実験指針に適合した研究計画に基づいて行われるべきと考えます。

また医学研究において利益相反（COI：conflict of interest）状態は、患者の人権、生命、安全にかかわるものではありますが、診断・治療に関して新たな方法が研究・開発され、産学連携による研究および臨床試験を経て有効性の確認がなされ、商業化されることが多いという医学研究の特性からも不可避免的に発生するものです。重要なことは、経済的な利益相反状態が生じること自体に問題があるわけではなく、研究の透明性や信頼性が担保されるよう研究が適切にマネジメントされていることです。研究者が、企業、営利を目的とする法人や団体から提供される経済的な利益（金銭など）、その他の関連する利益（地位や利権など）に関する情報を適切に開示することにより、それらの情報を提供されるほかの研究者が研究成果を客観的に評価していくことが可能であるべきと考えます。

「小児外科」編集委員会